

下水道用設計標準歩掛表（令和 8 年度版）の改定

新旧対照表

—第 3 卷 設計委託—

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第3巻 設計委託

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第3巻 設計委託			工種名	下水道施設設計業務積算基準
頁	改定趣旨	現 行	改	定
141	追加	<p>〔Ⅱ〕ポンプ場実施設計業務</p> <p>ポンプ場設計における直接人件費は、表Ⅱ-1実施設計（基本設計）基準歩掛及び表Ⅱ-3実施設計（詳細設計）基準歩掛にもとづき、2-2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、設計協議は表Ⅱ-10の基準歩掛、現地調査は表Ⅱ-11の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>基本設計基準歩掛は、原則としてポンプ場全体に適用すべきものであるが、施設及び工種ごとに適用する場合は、当該施設の詳細設計基準歩掛の25%とするものとする。</p> <p>なお、耐津波設計は本歩掛の適用対象外とする。</p>	<p>〔Ⅱ〕ポンプ場実施設計業務</p> <p>ポンプ場設計における直接人件費は、表Ⅱ-1実施設計（基本設計）基準歩掛及び表Ⅱ-3実施設計（詳細設計）基準歩掛にもとづき、2-2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、設計協議は表Ⅱ-10の基準歩掛、現地調査は表Ⅱ-11の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>基本設計基準歩掛は、原則としてポンプ場全体に適用すべきものであるが、施設及び工種ごとに適用する場合は、当該施設の詳細設計基準歩掛の25%とするものとする。</p> <p>なお、耐津波設計や耐震計算法として非線形解析や動的解析を採用する場合は本歩掛の適用対象外とする。</p>	
145	追加	<p>表Ⅱ-3 ポンプ場実施設計（詳細設計）基準歩掛（2/2）</p> <p>（注）1 本歩掛は分流式下水道における汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、合流式下水道の汚水中継ポンプ場、雨水排除ポンプ場に適用する。 ただし、本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 沈砂池・ポンプ室及びポンプ室の設備ごとの実施設計（詳細設計）の設計歩掛割合は表Ⅱ-4、表Ⅱ-5、表Ⅱ-6及び表Ⅱ-7による。</p> <p>2 本表は、設計対象水量1.0m³/秒に対する歩掛である。</p> <p>3 土木設計の作業項目の計算構造は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含む。</p> <p>4 大規模な敷地造成等は、場内整備とは区別し、別途計上とする。</p> <p>5 作業項目として仮設計計を表示していない施設の仮設計計は、他の作業項目に分散して含まれている。なお、仮設計計は、機能計算に含まれている。</p> <p>6 測量、地質調査は別途計上とする。</p> <p>7 ポンプ場周辺の環境条件により、設計業務上、特別の配慮を必要とする場合は別途計上とする。</p> <p>8 主要建築物透視図、主要建築物透視図（写真）は別途計上とする。</p>	<p>表Ⅱ-3 ポンプ場実施設計（詳細設計）基準歩掛（2/2）</p> <p>（注）1 本歩掛は分流式下水道における汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、合流式下水道の汚水中継ポンプ場、雨水排除ポンプ場に適用する。 ただし、本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 沈砂池・ポンプ室及びポンプ室の設備ごとの実施設計（詳細設計）の設計歩掛割合は表Ⅱ-4、表Ⅱ-5、表Ⅱ-6及び表Ⅱ-7による。</p> <p>2 本表は、設計対象水量1.0m³/秒に対する歩掛である。</p> <p>3 土木設計の作業項目の計算構造は、レベル1地震動及びレベル2地震動（タイプⅠ又はタイプⅡ）に対する耐震計算を含む。ただし、レベル2地震動（タイプⅠ及びタイプⅡ）の2種類の地震動で耐震計算を実施する場合等は、別途計上とする。なお、設計地震動を選定するための比較評価（液状化判定、設計水平震度の設定等）は含む。</p> <p>4 大規模な敷地造成等は、場内整備とは区別し、別途計上とする。</p> <p>5 作業項目として仮設計計を表示していない施設の仮設計計は、他の作業項目に分散して含まれている。なお、仮設計計は、機能計算に含まれている。</p> <p>6 測量、地質調査は別途計上とする。</p> <p>7 ポンプ場周辺の環境条件により、設計業務上、特別の配慮を必要とする場合は別途計上とする。</p> <p>8 主要建築物透視図、主要建築物透視図（写真）は別途計上とする。</p> <p>9 温度ひび割れに対する照査を三次元有限要素法により実施する場合は、別途計上とする。</p>	
170	追加	<p>〔Ⅲ〕終末処理場実施設計業務</p> <p>終末処理場設計における直接人件費は、表Ⅲ-1の終末処理場実施設計（基本設計）基準歩掛及び表Ⅲ-3実施設計（詳細設計）基準歩掛に基づき、3-2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、設計協議は表Ⅲ-12の基準歩掛、現地調査は表Ⅲ-13の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>基本設計基準歩掛は原則として、終末処理場全体に適用すべきものであるが、施設及び工種ごとに適用する場合は、当該施設の詳細設計基準歩掛の25%とするものとする。</p> <p>なお、耐津波設計は本歩掛の適用対象外とする。</p>	<p>〔Ⅲ〕終末処理場実施設計業務</p> <p>終末処理場設計における直接人件費は、表Ⅲ-1の終末処理場実施設計（基本設計）基準歩掛及び表Ⅲ-3実施設計（詳細設計）基準歩掛に基づき、3-2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、設計協議は表Ⅲ-12の基準歩掛、現地調査は表Ⅲ-13の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>基本設計基準歩掛は原則として、終末処理場全体に適用すべきものであるが、施設及び工種ごとに適用する場合は、当該施設の詳細設計基準歩掛の25%とするものとする。</p> <p>なお、耐津波設計や耐震計算法として非線形解析や動的解析を採用する場合は本歩掛の適用対象外とする。</p>	
184	追加	<p>表Ⅲ-3 終末処理場実施設計（詳細設計）基準歩掛（11/11）</p> <p>（注）1 本歩掛は、設計対象水量10,000m³/日（計画1日最大汚水量）に対する歩掛である。</p> <p>2 本表は、分流式下水道、合流式下水道における終末処理場の実施設計（詳細設計）に適用する。 ただし、本表のうち必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 沈砂池・ポンプ室、ポンプ室及び沈砂池の設備ごとの実施設計（詳細設計）の設計歩掛の割合は表Ⅲ-4、表Ⅲ-5、表Ⅲ-6、表Ⅲ-7、表Ⅲ-8及び表Ⅲ-9による。</p> <p>3 土木設計の作業項目の計算構造は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含む。</p> <p>4 処理水再利用施設は、再利用水を場内で使用するもの（プラントに係る冷却水、封水等）に限るものとし、設備は鋼板製砂ろ過程度のものとする。 なお、鉄筋コンクリート造りのものは、別途計上とする。</p> <p>5 作業項目として仮設計計を表示していない施設の仮設計計は、他の作業項目に分散して含まれる。なお、仮設計計は機能計算に含まれている。</p> <p>6 大規模な敷地造成等は、場内整備とは区別し、別途計上とする。</p> <p>7 測量、地質調査は、別途計上とする。</p> <p>8 処理場周辺の環境条件により、設計業務上、特別の配慮を必要とする場合は、別途計上とする。</p> <p>9 主要建築物透視図、主要建築物透視図（写真）は別途計上とする。</p>	<p>表Ⅲ-3 終末処理場実施設計（詳細設計）基準歩掛（11/11）</p> <p>（注）1 本歩掛は、設計対象水量10,000m³/日（計画1日最大汚水量）に対する歩掛である。</p> <p>2 本表は、分流式下水道、合流式下水道における終末処理場の実施設計（詳細設計）に適用する。 ただし、本表のうち必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 沈砂池・ポンプ室、ポンプ室及び沈砂池の設備ごとの実施設計（詳細設計）の設計歩掛の割合は表Ⅲ-4、表Ⅲ-5、表Ⅲ-6、表Ⅲ-7、表Ⅲ-8及び表Ⅲ-9による。</p> <p>3 土木設計の作業項目の計算構造は、レベル1地震動及びレベル2地震動（タイプⅠ又はタイプⅡ）に対する耐震計算を含む。ただし、レベル2地震動（タイプⅠ及びタイプⅡ）の2種類の地震動で耐震計算を実施する場合等は、別途計上とする。なお、設計地震動を選定するための比較評価（液状化判定、設計水平震度の設定等）は含む。</p> <p>4 処理水再利用施設は、再利用水を場内で使用するもの（プラントに係る冷却水、封水等）に限るものとし、設備は鋼板製砂ろ過程度のものとする。 なお、鉄筋コンクリート造りのものは、別途計上とする。</p> <p>5 作業項目として仮設計計を表示していない施設の仮設計計は、他の作業項目に分散して含まれる。なお、仮設計計は機能計算に含まれている。</p> <p>6 大規模な敷地造成等は、場内整備とは区別し、別途計上とする。</p> <p>7 測量、地質調査は、別途計上とする。</p> <p>8 処理場周辺の環境条件により、設計業務上、特別の配慮を必要とする場合は、別途計上とする。</p> <p>9 主要建築物透視図、主要建築物透視図（写真）は別途計上とする。</p> <p>10 温度ひび割れに対する照査を三次元有限要素法により実施する場合は、別途計上とする。</p>	

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第3巻 設計委託

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第3巻 設計委託			工種名	下水道施設設計業務積算基準
頁	改定趣旨	現 行	改	定
217	追加	<p>〔IV〕 ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務</p> <p>ポンプ場・終末処理場改築実施設計（詳細設計）における直接人件費は、表－Ⅱ－3 ポンプ場実施設計（詳細設計）基準歩掛及び表－Ⅲ－3 終末処理場実施設計（詳細設計）基準歩掛に基づき、4－2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、設計協議は表－Ⅱ－10、表－Ⅲ－12の基準歩掛、現地調査は表－Ⅱ－11、表－Ⅲ－13の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>改築実施設計（基本設計）を必要とする場合は、改築レベルに応じ、表－Ⅱ－3 ポンプ場実施設計（詳細設計）基準歩掛及び表－Ⅲ－3 終末処理場実施設計（詳細設計）基準歩掛において、改築レベル1の場合は25%、改築レベル2の場合は15%とする。</p> <p>なお、非線形解析手法を用いた土木構造物の改築実施設計、及び耐津波対策を含む改築実施設計は本歩掛の適用対象外とする。</p>	<p>〔IV〕 ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務</p> <p>ポンプ場・終末処理場改築実施設計（詳細設計）における直接人件費は、表－Ⅱ－3 ポンプ場実施設計（詳細設計）基準歩掛及び表－Ⅲ－3 終末処理場実施設計（詳細設計）基準歩掛に基づき、4－2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、設計協議は表－Ⅱ－10、表－Ⅲ－12の基準歩掛、現地調査は表－Ⅱ－11、表－Ⅲ－13の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>改築実施設計（基本設計）を必要とする場合は、改築レベルに応じ、表－Ⅱ－3 ポンプ場実施設計（詳細設計）基準歩掛及び表－Ⅲ－3 終末処理場実施設計（詳細設計）基準歩掛において、改築レベル1の場合は25%、改築レベル2の場合は15%とする。</p> <p>なお、非線形解析や動的解析を用いた土木構造物の改築実施設計、及び耐津波対策を含む改築実施設計は本歩掛の適用対象外とする。</p>	
268	追加	<p>〔VI〕 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務</p> <p>ポンプ場及び終末処理場の耐震診断調査における直接人件費は、表－VI-1のポンプ場耐震診断基準歩掛及び表－VI-2の終末処理場耐震診断基準歩掛に基づき、6-2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、資料の収集・整理は表－VI-3の基準歩掛、現地調査は表－VI-4の基準歩掛、報告書作成は表－VI-5の基準歩掛、設計協議は表－VI-6の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>なお、非線形解析手法を用いた土木構造物の耐震診断、及び耐津波診断は本歩掛の適用対象外とする。</p>	<p>〔VI〕 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務</p> <p>ポンプ場及び終末処理場の耐震診断調査における直接人件費は、表－VI-1のポンプ場耐震診断基準歩掛及び表－VI-2の終末処理場耐震診断基準歩掛に基づき、6-2の（2）に示した補正方法により積算するものとする。また、資料の収集・整理は表－VI-3の基準歩掛、現地調査は表－VI-4の基準歩掛、報告書作成は表－VI-5の基準歩掛、設計協議は表－VI-6の基準歩掛により積算するものとする。</p> <p>なお、非線形解析や動的解析を用いた土木構造物の耐震診断、及び耐津波診断は本歩掛の適用対象外とする。</p>	
273	追加	<p>表－VI-1 ポンプ場耐震診断調査業務基準歩掛（2/2）</p> <p>（注）1 本歩掛は分流式下水道における汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、合流式下水道の汚水中継ポンプ場、雨水排除ポンプ場に適用する。 ただし、本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 2 本表は、診断施設の対象水量1.0m³/秒に対する歩掛である。 3 土木構造物の作業項目の診断は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震診断を含む。 4 測量、地質調査は別途計上とする。 5 中性化・鉄筋腐食度試験、圧縮強度・中性化試験、表面硬度試験は、別途計上とする。</p>	<p>表－VI-1 ポンプ場耐震診断調査業務基準歩掛（2/2）</p> <p>（注）1 本歩掛は分流式下水道における汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、合流式下水道の汚水中継ポンプ場、雨水排除ポンプ場に適用する。 ただし、本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 2 本表は、診断施設の対象水量1.0m³/秒に対する歩掛である。 3 土木構造物の作業項目の診断は、レベル1地震動及びレベル2地震動（タイプⅠ又はタイプⅡ）に対する耐震診断を含む。ただし、レベル2地震動（タイプⅠ及びタイプⅡ）の2種類の地震動で耐震計算を実施する場合等は、別途計上とする。なお、設計地震動を選定するための比較評価（液状化判定、設計水平震度の設定等）は含む。 4 測量、地質調査は別途計上とする。 5 中性化・鉄筋腐食度試験、圧縮強度・中性化試験、表面硬度試験は、別途計上とする。</p>	
284	追加	<p>表－VI-2 終末処理場耐震診断調査業務基準歩掛（10/10）</p> <p>（注）1 本歩掛は、診断施設の対象水量10,000m³/日（計画1日最大汚水量）に対する歩掛である。 2 本表は、分流式下水道、合流式下水道における終末処理場の耐震診断調査業務に適用する。 ただし、本表のうち必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 3 土木構造物の作業項目の診断は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震診断を含む。 4 処理水再利用施設は、再利用水を場内で使用するもの（プラントに係る冷却水、封水等）に限るものとし、設備は鋼板製砂ろ過程度のものとする。 なお、鉄筋コンクリート造りのものは、別途計上とする。 5 測量、地質調査は、別途計上とする。 6 中性化・鉄筋腐食度試験、圧縮強度・中性化試験、表面硬度試験は、別途計上とする。</p>	<p>表－VI-2 終末処理場耐震診断調査業務基準歩掛（10/10）</p> <p>（注）1 本歩掛は、診断施設の対象水量10,000m³/日（計画1日最大汚水量）に対する歩掛である。 2 本表は、分流式下水道、合流式下水道における終末処理場の耐震診断調査業務に適用する。 ただし、本表のうち必要でない作業項目については削除して使用する。また、照査は、各工種における基準歩掛の人工合計（照査除く）と削除した作業項目を考慮した人工合計（照査除く）の割合を、基準歩掛（照査）に乗じて適用する。 3 土木構造物の作業項目の診断は、レベル1地震動及びレベル2地震動（タイプⅠ又はタイプⅡ）に対する耐震診断を含む。ただし、レベル2地震動（タイプⅠ及びタイプⅡ）の2種類の地震動で耐震計算を実施する場合等は、別途計上とする。なお、設計地震動を選定するための比較評価（液状化判定、設計水平震度の設定等）は含む。 4 処理水再利用施設は、再利用水を場内で使用するもの（プラントに係る冷却水、封水等）に限るものとし、設備は鋼板製砂ろ過程度のものとする。 なお、鉄筋コンクリート造りのものは、別途計上とする。 5 測量、地質調査は、別途計上とする。 6 中性化・鉄筋腐食度試験、圧縮強度・中性化試験、表面硬度試験は、別途計上とする。</p>	